

農地法第3条の規定による許可申請に係る必要書類

書類名		備考
1	許可申請書	「譲渡人」・「譲受人」の欄の住所・氏名については、必ず本人が自署すること。やむを得ず代理人が代書する場合には押印が必要。その場合、代理人の欄も記載すること。
2	申請に係る土地の全部事項証明書 (登記簿謄本)	鹿児島地方法務局霧島支局で交付を受けて、申請書に添付してください。
3	誓約書 ※必要に応じて	現況は遊休農地等となっているが、権利取得後は農地として営農を行う旨の確約書
4	住民票または戸籍附票 ※必要に応じて	登記簿記載の譲渡人の住所が現住所と異なる場合、前住所の記載された住民票又は戸籍の附票が必要
		譲受人が町外居住者の場合、住民票が必要
5	耕作証明書 ※必要に応じて	譲受人が町外居住者の場合(居住地の農業委員会)
6	定款および法人の登記事項証明書 ※必要に応じて	譲受人が法人(農地所有適格法人)の場合 法人の登記事項証明書については、法務局で交付
7	営農計画書 ※必要に応じて	譲受人が町外居住者又は新規就農者である場合、その他湧水町農業委員会が必要と認めた場合
8	委任状 ※必要に応じて	行政書士等に委任する場合